

議案第 8 号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年あきる野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（ 5 ） 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（ 6 ） 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 6 の項中「」に関する情報」の次に「（以下「入所措置関係情報」という。）」を加える。

別表第 2 の 7 の項特定個人情報の欄中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄に第 1 号として次の 1 号を加える。

（ 1 ） 入所措置関係情報

別表第 2 の 8 の項特定個人情報の欄中第 9 号を第 1 1 号とし、第 1 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同欄に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

（ 1 ） 入所措置関係情報

（ 2 ） 障害者関係情報

別表第2の9の項及び10の項特定個人情報の欄中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 入所措置関係情報

別表第3の1の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。）」を「規則」に改め、同項特定個人情報の欄中「主務省令」を「規則」に改める。

別表第3の2の項及び3の項中「主務省令」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。附則第1条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の6の項から10の項までの改正規定は、公布の日から施行する。